

表 面

第 号	
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第16条第4項の規定による立入検査を行う職員の身分証明書	
職 名	
写 真	氏 名
	年 月 日生
	年 月 日発行
	経済産業大臣 印

備考

用紙の大きさは、日本工業規格 B 8 とすること。

裏 面

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成14年法律第145号）按ずい

第16条第4項 経済産業大臣は、前条第13号に掲げる業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、受託金融機関等に対し、その委託を受けた業務に関し報告をさせ、又はその職員に、受託金融機関等の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第26条 第16条第4項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした受託金融機関等の役員又は職員は、20万円以下の罰金に処する。